事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所 の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
すずらんの里ヘルパース	社会福祉法人 天龍会	平成 15 年	43000100158111	身体障害者
テーション	八代市本野町 2076 番地	8月20日		居宅介護
八代市葭牟田町 435 番地	福田 リツ子			

熊本県告示第879号

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 17 条の 4 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 15 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	指定年月日	事業所番号	事業の種類
	の所在地及び代表者の氏名			
ホームヘルパー派遣サービ	社会福祉法人 熊本東翔会	平成 15 年	43000100159119	身体障害者
スたいめい苑	玉名郡岱明町大字古閑 388 番	8月20日		居宅介護
玉名郡岱明町大字古閑 388	地			
番地	東原 忠			

熊本県告示第880号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 15 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	指定年月日	事業所番号	事業の種類
	の所在地及び代表者の氏名			
ホームヘルパー派遣サービ	社会福祉法人 熊本東翔会	平成 15 年	43000200202116	知的障害者
スたいめい苑	玉名郡岱明町大字古閑 388 番	8月20日		居宅介護
玉名郡岱明町大字古閑 388	地			
番地	東原 忠			

熊本県告示第881号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 15 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	指定年月日	事業所番号	事業の種類
	の所在地及び代表者の氏名			
ホームヘルパー派遣サービ	社会福祉法人 熊本東翔会	平成 15 年	43000300133112	児童居宅介
スたいめい苑	玉名郡岱明町大字古閑 388 番	8月20日		護
玉名郡岱明町大字古閑 388	地			
番地	東原 忠			

熊本県告示第 882 号

熊本県貸金業事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 15 年 8 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県貸金業事務取扱要項の一部を改正する要項

熊本県貸金業事務取扱要項 (平成 12 年熊本県告示第 757 号) の一部を次のように改正する。

- 第2条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
- 2 登録の更新の申請書は、登録の有効期間満了の日の4月前から受理するものとする。 附 則
 - この要項は、告示の日から施行する。